

衆112

反社会的勢力の定義
に関する質問主意書

【資料集】

令和元年12月

警察庁

～目次～

【一から四までについて】

- ・ 令和元年11月22日（金）菅官房長官記者会見（抄） 1
- ・ 令和元年11月26日（火）菅官房長官記者会見（抄） 7
- ・ 令和元年11月27日（水）菅官房長官記者会見（抄） 10
- ・ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年
6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ） 18
- ・ 平成25年11月28日（木）参議院財政金融委員会会議録（抄） 22
- ・ 「網羅的に確認することは困難である」の例 24

菅内閣官房長官記者会見要旨（未定稿）

○ 日 時 : 令和元年11月22日（金） 16:24 ~ 16:41

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

質 疑

（記 者） 日韓GSOMIA（軍事情報包括保護協定）について伺います。日本政府として、一貫して賢明な対応を韓国側に求めてきましたが、現時点では事態の好転に至っていません。賢明な対応の要求に加えて、水面下の協議、踏み込んだ働きかけなど、日本としてこの間、ありとあらゆる手立てを講じてきたと言い切れるのでしょうか。

（官房長官） これまでも繰り返し述べてきたとおり、日韓当局の間では意思疎通を継続をしてきておりますが、そのやりとりの詳細についてはお答えすることは控えさせていただきます。

（記 者） 関連して伺います。この問題で、米国はエスパー国防長官を始め、政府高官を相次いで訪韓させ韓国側に協定の維持を強く働きかけてきました。この取組への評価と、失効した場合、協定継続を強く望んでいた米国と日本の関係に与える影響、これについてお聞かせください。

（官房長官） 米国が協定の維持のために、韓国側に様々な働きかけを行っている、このことは承知しておりますが、第三国間のやりとりでありますのでコメントは控えたいと思います。また、現時点で失効した場合の影響、仮定の話について答えることは控えま

す。

（記 者） 関連して伺います。GSOMIAに限らず現在の日韓関係は1965年の国交正常化以来、最悪という指摘もあります。対立の解消に向けて日韓両国にはどのような取組、姿勢が求められると（官房）長官はお考えでしょうか。

（官房長官） 御指摘を頂いたとおり、韓国側の否定的な動きが相次いだ結果として、日韓関係は様々な分野で厳しい状況にあると思っています。我が国としては最大の課題である旧朝鮮半島出身労働者問題に関する国際法違反の状態の是正を求めることを含めて、日韓間の懸案につき、我が国としての一貫した立場について韓国側に賢明な対応を求めているところであります。同時に両政府の関係が厳しい状況にあっても、国民間の交流や経済活動、こうしたものについては疎外されるべきではない、こういうふうに考えます。

（記 者） （官房）長官御自身は日韓GSOMIAの延長については、今のところ期

待感を持っていらっしゃるのでしょうか。

(官房長官) 私(官房長官)自身というよりも、私(官房長官)、今のは政府の見解であります。

(記者) では、日本政府としてはいかがでしょうか。

(官房長官) 政府としては、繰り返し、先ほども申し上げましたけども、日韓の当局間では意思疎通を継続しているところではありますが、そのやりとりについては詳細は控えます。

(記者) この日韓の当局間ということですが、当局にはどういったところが含まれるのでしょうか。

(官房長官) 当局というのは基本的に政府なんですよ。

(記者) 関連します。韓国側は日本側が輸出管理を譲歩しない限り再考しないという立場をとっていますけれども、確認ですが、日本としては、輸出管理に関する譲歩ということは考えていないということでしょうか。

(官房長官) 我が国は一貫した立場に基づいて、韓国側に対して賢明な対応を求めている、そういうところであります。

(記者) GSOMIAについて伺いたいします。日韓GSOMIAで一応、日米韓の三国の軍事協定みたいな外形はあるわけなんですけども、2012年以前の状況に戻ったとして、何かしら日本に実質的な不都合な部分があるというふうにお考えですか。

(官房長官) 仮定の問題について、お答えすることは差し控えたいと思います。

(記者) 仮定の話ではなくって、2012年以前と比べて今後、何かこう、要するに不都合な面というのはあったわけなんですか。

(官房長官) 今、申し上げましたように、現時点において私(官房長官)、申し上げたとおりでありまして、仮定になりますから、仮定のことについて政府の立場で現在で答えるべきじゃないと思います。

(記者) 「桜を見る会」について伺います。野党の資料請求当日に招待者名簿が廃棄されていた関係で5月9日になった理由として、(官房)長官は、昨日の会見で「シュレッダーの利用状況とか職員の勤務時間などの調整を行って」と述べました。この勤務時間調整というのは、つまり、シュレッダーを担当する職員の方がいて、その方の勤務時間が限られているのですとか、そういうことなのか、改めて確認させてください。

(官房長官) 昨日も申し上げましたとおり、大型シュレッダーの利用日を調整したところ、シュレッダーの利用状況や職員の勤務時間等の調整の結果として、招待者名簿の廃棄は5月9日になった、そういう報告を受けています。詳細については、是非、事務方

に聞いてください。

(記者) 関連で。野党側は廃棄された招待者名簿の電子データについては復元が出来るかと主張しておりますけれども、技術的にこれは出来るものなののでしょうか。また、可能だった場合、復元を行う考えというのがありますでしょうか。

(官房長官) これも繰り返しになりますけれども、内閣府が作成する招待者名簿については、会の終了をもって使用目的を終えることに加え、これを全て保存をすれば個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理する必要が生じる。こうしたことから内閣府としては、大臣官房の人事課において従前から保存期間1年未満文書として遅滞なく廃棄する、その取扱いをしているところだそうです。定められたルート、手続きに基づいて廃棄したと、このように考えています。

(記者) 関連で。そうしますと、技術的に復元ができるかということについて、そもそも、その検討もしませんか、その、そういうようなことなんでしょうか。

(官房長官) それは1年未満の廃棄って、これ法律の中で決められているわけですから、それに基づいて対処したと、そういうことです。

(記者) 関連で。すみません、名簿のこの事前チェックについてお伺いします。

(官房長官) 先日の会見で、推薦者名簿と実際の招待者が違うケースとして、「社会的に常識に照らして逸脱していた場合」などと述べました。ただ、今日の野党ヒアリングでは、内閣府の担当者が「個人情報なので警察庁に名簿は渡していない」と述べました。そうすると仮に推薦者名簿に社会的常識から逸脱した人、例えば反社会勢力が居てもチェックができません。事実上、推薦者名簿と招待者名簿、変わらないとの見方もできると思いますが、見解をお願いします。

(官房長官) こうした名簿をどうして、警察庁に手渡すんでしょう。それは、全く、そういうことをしたら大変なことになってしまうんじゃないですか。いずれにしろ、推薦者名簿については、内閣官房、内閣府で最終取りまとめを行って、招待されたかどうかも含めて個人に関する情報であることから、申し上げることは差し控えさせていただいておりますが、社会的常識に照らして問題があるような場合には、招待をされないこともあり得ることは、はっきり申し上げておきたいと思います。

(記者) 関連で伺います。この招待者名簿なんですけれども、5月9日に廃棄されたということでした。最終的にはどなたがこの日の廃棄を決めたんでしょうか。

(官房長官) ルールに基づいて、手続きに従って廃棄したものと承知をしています。いずれにしろ、事務方に聞いていただきたいと思います。

(記者) 関連して。今日の野党ヒアリングでは、政府側から廃棄に使うシュレッダーの予約を連休前に入れたとの説明がありました。このシュレッダーの管理簿ですとか、予約の記録書などは存在するのでしょうか。

(官房長官) そういうところについては事務方に聞いてください。

(記者) 関連します。廃棄に使われたとされるシュレッダーは1千枚を約40秒で裁断できる性能があるそうですが、一方では廃棄まで時間がかかり、野党側が資料要求をした当日に廃棄されたということが不自然だとの指摘が出ています。このような指摘、どのように受け止めていますでしょうか。

(官房長官) これについても先ほど申し上げたとおりじゃないでしょうか。先日も国会で事務方、申し上げていましたけど、大型シュレッダーの利用日を調整したところ、シュレッダーの利用状況や職員の勤務時間等の調整の結果として、招待者名簿の廃棄は5月9日になった、そういう報告をされていたと思います。

(記者) すみません、あと1点ちょっと確認させていただきたいのですが、午前中にお伺いした桜を見る会前日の夕食会なんですが、(官房)長官は「総理夫妻はゲストのようなもの」というようなお話ありましたが、総理の後援会の主催ということなんで、総理夫妻は「ゲスト」ではなくて、「ホスト」に当たるんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

(官房長官) いえ、ゲストのようなものだったという報告を受けています。

(記者) 関連で。今日、国会に各省庁に残されていた推薦者名簿が提出されました。野党側は大半が黒塗りであったのに加えて、いわゆる「政治枠」の名簿が出されていないとして批判を強めているわけですが、今後、どう対応していくことになるのでしょうか。

(官房長官) 理事会からの要請を踏まえ、公文書管理法や個人情報保護法の関係法令に基づいて、各省庁が保存している名簿について適切に対応しているんじゃないでしょうか。

(記者) 先ほどの質問に関連するんですが、この名簿について、内閣府ではもう保存していないということですが、安倍総理の推薦者について、例えば安倍事務所で取りまとめた名簿であるとか、あるいは内閣府側に送った、あるいは内閣官房に送ったメールの履歴、こういったものは残っていないのでしょうか。

(官房長官) それは承知しておりませんが、名簿についてはないということは聞いております。

(記者) すいません。承知していないけど、名簿はないというのは、名簿は事務所にも残っていないという……。

(官房長官) これ、国会で答弁していますから。

(記者) あと、先ほどのシュレッダーの件なんですが、使用目的を終えるということですが、昨日の国会でも出てましたが、これ基本的には(官房)長官もおっしゃっていたように配慮事項として連続して同じ人は呼ばないようにと、これを

チェックするには前年の名簿と照らし合わせるのが一番簡単だと思うんですけども、これは使用目的には含まれないのでしょうか。

(官房長官) 推薦する時にそういうことを、推薦する時にそういう推薦書をくださいということは申し上げているんじゃないでしょうか。

(記者) そうすると、内閣官房や内閣府側ではそういった配慮事項を示しながら、それをチェックすることは必要ないというお考えでしょうか。

(官房長官) それは完全ではないということを昨日も答弁しております。

(記者) 関連で。先ほどの私の質問の、つまり警察庁に名簿を渡しているか、渡していないかの、良し悪しは置いておいて、そうすると社会的な常識から逸脱している場合というのは、内閣府や内閣官房が審査している、取りまとめている……。

(官房長官) 取りまとめの中にそう思われる人には確認をしているということです。それは当然だと思います。警察庁に渡すことはあり得ないと思います。大変な問題になってしまうと思いますよ。

(記者) 桜を見る会の推薦者名簿に関連して伺います。20日の衆議院内閣委員会では、内閣官房が総理大臣や副総理、官房長官などの推薦を取りまとめた推薦者名簿の保存期間を1年未満に設定し、会の開催後は速やかに廃棄すると説明しました。一方で、本誌の取材では各界の功労者などを推薦する各省庁で推薦者名簿の保存期間を最長で10年としているケースもありました。行政機関ごとに保存期間にばらつきがあるのは情報管理上、好ましくないと考えるんですが、今後、政府で桜を見る会の推薦者名簿について保存期間の基準の見直しなどは検証される予定はありますでしょうか。

(官房長官) 様々な問題を御指摘されて、招待者の基準だとか、招待過程の透明化だとか、あるいは人数だとか、予算とか、そうした点について、もう一度、見直しをさせていただきますから、いずれにしろ、そういう過程の中でいろんな御議論というのはあるんだろうと思ってます。

(記者) 今の点も絡むんですけども、そもそも公文書を残す意義というのは(官房)長官、どういったことが意義があるとお考えでしょうか。

(官房長官) これについては、公文書管理法に基づいてそれぞれの法律の中で決めているところであります。

(記者) 公文書を残す意義の一つとして、行政機関の活動をチェックするということがあると思うんですけども、今のように1年未満で保存して使用目的終了後、直ちに廃棄するというような運用をしている以上、この活動についてどうやって検証をすればいいのか、その点についてはどうお考えでしょうか。

(官房長官) 個人情報漏洩をする、防ぐためとか、そういう形の中で廃棄したというふうに聞いています。

(記 者) 今回の特別なケースについては、そういった御説明なんだと思うんですけども、一般論としてこの1年未満の廃棄というのは、運用として好ましくないんじゃないのかという指摘もあると思うんですけども・・・。

(官房長官) それはものによって違って来るんじゃないでしょうか。そういう判断でありますから、それぞれの課での判断・基準で法律的にはできるんだろうというふうに思います。

(記 者) 桜を見る会についてお伺いいたします。この会場設営費が平成26年は928万2千円だったんですけども、平成31年は2,167万円というふうに物凄く増えている状態です。その理由としてはテロ対策や混雑緩和ということなんですが、今回、その反社勢力が参加ということを考えましたら、テロ対策ということも十分ではなかったのではないかとというふうに考えますけれども・・・。

(官房長官) これ結果としてそういう方が入られたということは、そのように言われてもやむを得ないことだと思います。

(記 者) そういう意味で、例えば先ほどの個人情報の保護の観点からあり得ないとおっしゃいましたが、例えば警察のチェックとかそういったところも考える可能性はあるんじゃないかと思うんですが。

(官房長官) そこはこれから改善をさせていただく中の議論になるんだろうというふうに思います。

~~(記 者) 質問変わります、まもなくフランシスコ・ローマ教皇が来日されます。安倍首相との会談が25日午後に予定されていますが、この会談におきまして北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を得たいといった、そういったお考えはあるのでしょうか。~~

~~(官房長官) まず、明日からローマの教皇の訪日中、安倍総理は教皇と会談する予定ですが、会談でのやり取りについて予断を持ってお答えすることは控えさせていただきます。いずれにしろ、拉致問題の解決に向けては、我が国自身が主体的に取り組むことが重要と考えており、御家族も御高齢となる中であって、一日も早い解決に向けて冷静な分析の上にあらゆるチャンスを逃すことなく全力で取り組んでいきたい、というふうに思います。~~

— 以 上 —

全局部	官		房	(生)	(刑)	(組)	交	(警)	(外)	(運)	情
	総	企	人	会	給	務	通	備	事	用	通
											取扱注意

菅内閣官房長官記者会見要旨（未定稿）

○ 日 時 : 令和元年11月26日(火) 16:19 ~ 16:31

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

質 疑

(記 者) イージス・アショアについて伺います。秋田の佐竹知事が昨日の会見で、レーダー装置と住宅地との距離を確保するために防衛省が取得を検討している新屋演習場西側の県有地について、売却に否定的な見解を示しました。県有地取得に向けた今後の政府の対応方針をお聞かせください。

(官房長官) 防衛省においてしっかりと再調査を実施した上で、今後の検討に際して新屋演習場、弘前演習場、その他18か所の国有地に関し、ゼロベースで検討してもらいたいと思います。

(記 者) 関連して伺います。佐竹知事は会見で「新屋は住宅地に近すぎる」と述べて、配備に重ねて難色を示しました。地元の反対が根強い中で、(官房)長官おっしゃられるゼロベースでの検討の結果、新屋への配備を見送るという選択肢はあるのでしょうか。

(官房長官) 繰り返しになりますけれども、防衛省においてしっかりと再調査を実施した上で、ゼロベースで検討してもらいたい、このように思います。

(記 者) 話題変わります。 「桜を見る会」について伺います。午前の会見で2014年の総理や官房長官などの推薦者数をお尋ねした際に、3,400人という人数の中に自民党関係者の推薦も数多く入っているという御説明がありました。一方で、名簿は廃棄しているので確認はできないと発言されましたけれども、これ自民党関係者の推薦も数多く入っているというのは根拠は何になるのでしょうか。

(官房長官) いずれにしろ名簿が廃棄されていて正確な数字を申し上げることはできませんが、関係者からの聞き取りの結果等を踏まえて申し上げたものであります。

(記 者) 関連です。今年の推薦者については、総理が約1,000人、副総理や(官房)長官が約1,000人ということでしたけれども、この中には自民党関係者の推薦というのは含まれているのでしょうか。

(官房長官) 招待者名簿が廃棄されており、正確な人数、これを把握することはできませんが、国会議員の要請にお応えをするために、私(官房長官)が関係者から聞き取りを行って、おおよその招待者数を報告したものであります。その上で、あくまでも概数

であります。聞き取りの結果、総理から約1,000名、副総理から、ほか官房副長官1,000名程度と、国会において報告したということであります。いずれにしろ、その場合についても私（官房長官）自身の事務所を通じていろんな国会議員の方からとか党からとか来ていたことはこれ事実であります。ですから、多くの方が、という話をさせていただきました。

（記者） 関連です。（官房）長官、午前の会見で、ミシン目が難しいというようなお話ありましたが、これ与党推薦ですとか総理推薦の枠というのは、これはずっと曖昧なままの運用が続けられてきたんでしょうか。

（官房長官） 基本的にいくらということはありませんでしたから。おおよその中でです。

（記者） 関連で。今の関連なんですけど、枠というのは曖昧なままということですが、政府はこれまで政治家による推薦枠について、長年の慣行ですと、事務的に行ってきたと説明しています。となれば、推薦枠というのはある程度、機械的に引き継がれたりですとか、年によって大幅な変動があつたり、曖昧な運用が行われていたりするのは不自然なようにも思うのですが・・・。

（官房長官） 曖昧と言っても、今まで言ったとおり、従来のそうした対応に基づいて行ってきたということです。ですから明確に分けることができることはなかったと思います。

（記者） 関連しまして、内閣府が招待者名簿を廃棄した関連なんですけれども、野党側が、内閣府が実際に廃棄に使用したシュレッダーを使って1万5,000人分の名簿に当たる紙を裁断したということで、その所要時間が30秒あまりだったことを根拠に、5月9日までシュレッダーがかけられなかったという内閣府の説明に改めて疑義を呈していますけれども、この指摘について受け止めをお願いします。

（官房長官） まず、野党議員の行動に一つ一つコメントすることは、これ差し控えたいと思います。その上で、これ繰り返し申し上げてますが、内閣府からは、大型シュレッダーの利用日を調整したところ、シュレッダーの利用状況、職員の勤務時間等の調整を行い、廃棄が5月9日となったものであり、同日の宮本（共産党）議員からの資料要求とは全く無関係だという報告をしっかりと受けております。

（記者） 関連します。（官房）長官は以前の会見で、反社会的勢力とされる方の出席について、「そういう方が入られたということはそのように言われてもやむを得ない」と答えられておりますけれども、政府は実際にこうした方の出席があつたことを把握しているんでしょうか。また、出席は適切だったと考えていますか。

（官房長官） 出席は把握しておりませんでしたけれども、私（官房長官）が桜を見る会で写真を撮った中にそうした方がいたという御指摘を受けましたので、結果として入っ

ていたんだろうということを申し上げたところであります。何年の分か分かりません。いつの時だったか、全く分からない状況ですけども、マスコミの方からそうした方という御指摘を頂いたということは、これ事実でありますから、結果的に入られたんだろうというふうに思っています。

(記者) 関連します。二階(自民党)幹事長が本日の会見で、来年度の実施見送りについて「こういう政治問題になっているから党に相談があっても然るべき」と述べられています。事前に党に相談しなかったことについてはどのようにお考えでしょうか。

(官房長官) まず、与党の政治家の発言に私(官房長官)の立場で一つ一つにコメントは控えたいというふうに思います。その上で、いずれにしる桜を見る会は長年の慣行の中で行われてきたものでありますが、今般これまでの運用を反省し、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討し、予算や招待人数も含めて全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行うこととしたところであります。与党も含めて幅広く御意見を伺いながら進めていきたい、このように思っています。

(記者) 話題変わります。昨年2月に中国で拘束された伊藤忠商事の40代の男性社員に対し、現地の裁判所が懲役3年の実刑判決を言い渡したと一部報道がありました。政府として把握している事実関係と受け止めをお願いいたします。

(官房長官) 10月15日に中国広州市の中級人民法院において、2018年2月に拘束された40代の邦人男性に対して、中国の国内法違反で懲役3年、15万元の個人財産没収の判決が言い渡された、このことは承知をしております。事柄の性質上、これ以上の詳細についてはコメントは控えさせていただきますけども、日本政府としては今後とも邦人保護の観点から領事面会や御家族との連絡など、できる限りの支援を、これしっかり行っていきたいと、こういうふうに思っています。

(記者) 話題変わります。香港の区議選で民主派が8割を超える議席を獲得する勝利を収めました。この結果の受け止めと、選挙結果が香港の反政府デモに与える影響についてはどう見てますでしょうか。

(官房長官) 香港の区議会議員選挙について、政府としてコメントすることは差し控えたいと思います。その上で申し上げれば、香港は我が国にとって緊密な経済関係及び人的交流を有する極めて重要なパートナーであり、引き続き一国二制度の下に自由で開かれた香港が繁栄していくことが重要と考えております。今後の情勢については引き続き高い関心を持って注視をしていきたいというふうに思います。

(記者) 関連します。香港情勢を踏まえて、自民党内には中国の習近平国家主席の国賓来日に反対するという声も上がっています。そうした声に対する政府の見解を改めてお願いできますでしょうか。

(官房長官) 昨今の香港情勢を大変憂慮している状況には変わりありません。一国二制

全 部 で 済 む	官 房	入 会 給 務	生 安	刑 事	組 対	交 通	警 備	外 事	運 用	情 通
情 公										

取扱注意

菅内閣官房長官記者会見要旨（未定稿）

○ 日 時 : 令和元年11月27日（水） 16:39 ~ 17:07

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

質 疑

（記 者） 原発について伺います。東北電力女川原発2号機が原子力規制委員会の審査に事実上、合格しました。東日本大震災で被災した原発としては2機目の合格となりましたが、政府の見解と国の原子力政策についての方針を改めてお聞かせください。

（官房長官） 御指摘のとおり、本日の原子力規制委員会で東北電力女川原子力発電所2号機の設置変更許可に係る審査書の案が了解をされたものと聞いています。今後、パブリックコメントの実施等の手続が残っており、審査の過程であることから、現時点においてコメントは差し控えたいと思います。

（記 者） 関連して伺います。女川2号機が立地する東北地方の太平洋沿岸部は過去に地震や津波が繰り返され、今後の大規模災害の発生も懸念されます。東日本大震災後に当時の政府や電力会社が「想定外」と釈明したような災害に見舞われ、原発に被害が及ぶ可能性が否定できないかと思いますが、現時点での原子力規制委員会の判断、そして責任についてはどのようにお考えでしょうか。

（官房長官） 原子力規制委員会において、独立した立場で福島第1原発の事故の教訓を踏まえて、新規制基準を策定をし、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により万一、過酷事故が発生した場合にも対処できる十分な対策を要求しているものというふうに承知しています。今回、原子力規制委員会では女川原発の審査において、176回の審査会合及び594回の事業者ヒアリングを実施をし、慎重に審査を進めてきたものというふうに聞いています。いずれにしろ、政府としては福島第1原発事故の教訓を踏まえ、原発についてはいかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的・技術的に審査をし、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重をし、地元の理解を得ながら再稼働を進めることとしている、こうした方針に変わりはありません。

（記 者） 話題変わり、東京オリ・パラ関連で伺います。世界反ドーピング機関がロシアの国ぐるみの不正に絡む検査データ改ざん問題を巡る処分案をまとめました。ロシアが国として、東京オリ・パラに参加できなくなる可能性が高まりましたが、日本政府の受けとめと、東京大会への影響について見解をお聞かせください。

の報道があります。現在までに政府が把握している事実関係をお願いします。

(官房長官) 在中国日本国大使館が、湖南省長沙市で50代の邦人男性1名が中国の国内法違反があったとして、本年7月に中国当局に拘束された旨は確認をしております。政府としては邦人保護の観点から領事面会や御家族との連絡など出来る限りの支援をしてきておりますが、大定事項を含むこれ以上の詳細について、事柄の性質上お答えは差し控えたいと思います。

(記者) 話題変わって、「桜を見る会」について伺います。昨日、(官房)長官が会見で、過去の桜を見る会に反社会的勢力の人が出席していたことを認める旨の発言をされたことを受けて、野党側は「進退に関わる問題だ」と(官房)長官の責任について問う姿勢です。(官房)長官は、桜を見る会に反社会的勢力が出席していたことについて、責任をどう捉えているか聞かせてください。

(官房長官) この点についてでありますけれども、まず、桜を見る会の個々の招待者については招待されたかどうかを含めて、個人に関する情報であるために、従来から回答は差し控えてきています。その上で内閣委員会において質問がありました。「桜を見る会の会場におきまして、私(官房長官)自身、多くの方と写真撮影をし、委員御指摘の人物と面識はありませんし、個々の招待者の参加について承知しておりません」と申し上げた上で、「本人確認、またセキュリティの向上策について、今後、全般的な見直しの中で必要な対応をしていきたい」ということを答弁したところです。反社会勢力について、様々な場面で使われていることがあり、定義は一義的に定まっているわけではないと承知しております。また、昨日の記者会見で、この場でありまして、「このよう、なやりとりを念頭に、もし桜を見る会の会場で一緒に撮った写真があるというなら、私(官房長官)自身は把握していないが、その方は結果として会場にいらしたんだろう」ということを申し上げました。反社会勢力が桜を見る会に出席していたということは、私(官房長官)自身は申し上げておりません。

(記者) 今の件に関連してなんですけれども、野党ですとか一部の報道は、(官房)長官御自身が反社会的勢力が桜を見る会に出席したことを認めたということを前提に、色んな議論をしているわけですが、今、おっしゃっていましたが、もう一度確認ですけど、この点については、(官房)長官御自身、あるいは政府としては、反社会的勢力が本当に参加していたかどうかというのは、確認されているのでしょうか。

(官房長官) 私(官房長官)が昨日申し上げたとおりです。写真を撮影した人物は面識ありませんし、個々の招待者の参加については承知しておりません。その上で、本人確認またはセキュリティの向上策については、今後、全般的な見直しの中で、そこは必要な対応をしていきたいと答弁しました。そして今、申し上げましたように、この反社会勢力について、これ様々な場合のところ使われていますけれども、定義が一義的に定まっ

ているわけではないということも事実だと思います、私（官房長官）自身も全く知らない方でありまして、先ほど、申し上げましたように一緒に映ったという写真があるのなら、私（官房長官）自身は把握をしていないと。私（官房長官）自身は把握していないが、その方は結果として会場にいらしたんだろう、ということを申し上げました。反社会勢力が桜を見る会に出席したと申し上げたものでありません。その方が反社会勢力であるということを私（官房長官）は確認していませんから。

（記 者） ちょっと関連してなんですけれども、（官房）長官、念頭に置いてらっしゃる、その写真の人物がどういった人物であるかということについては、確認されているのでしょうか。

（官房長官） 全く確認していません。

（記 者） 関連で、今、確認されていないということですが、ただ昨日の会見では「結果的に入っていただろう」と推測はされています。これまでの招待ですとか、参加の実態は、現時点では把握されていないということですが、今後の桜を見る会再開に向けた適切な見直し作業の上では、こういう状況では適切な見直し困難だと思います。こうした勢力の招待・参加の規模やルートを確認して検証する考えというのはないのでしょうか。

（官房長官） まず、桜を見る会については、様々な御指摘を頂いているところであり、今後、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討し、予算や招待人数も含めて全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら、行っていきたい、こうしたことを申し上げております。

（記 者） 政府は既に招待者名簿を廃棄したとのことですが、今回、定義はつきりしないとおっしゃいますけれども、反社会的勢力の参加が疑われている現状ですが、事後検証が求められるような事案があった場合に、名簿がなければ十分な検証はできませんけれども、こうした観点から今回、早々と名簿廃棄したことは適切だったと考えますでしょうか。

（官房長官） 名簿を廃棄したということは、内閣府が取りまとめております招待者名簿について、桜を見る会の終了をもって、使用目的を終えるほか、個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理するなどの必要が生じることから、保存期間1年未満文書として終了後遅滞なく廃棄する、このようになっております、過去もそうしています。ただ、今回、様々なことを指摘されましたので、基準、プロセス、予算・人数、そうしたものをもう一度原点に立ち帰って見直す上で、幅広く色んな方から御意見を伺いながら、そうしたことも含めて対応することになるだろうというふうに思います。

（記 者） 内閣府の過去の資料から、招待者受付の区分を数字で表していた実態が垣間見えます。資料では60～63が総理・（官房）長官等の推薦者、64、65が与党

推薦者などとなっておりますけれども、こうした区分は実際に存在したのか、また、今年まで引き継がれてきたかどうか、政府が把握している事実関係を教えてください。

(官房長官) 御指摘の番号というのは、招待状の発送を効率的に行うために付しているものであり、会の終了をもって使用目的を終えることから、現時点ではこれらの情報は保有をしていないということでありました。

(記者) 関連で。マルチ商法が問題視されるジャパンライフの元会長の招待が疑われている関係ですけれども、同社側が作成したとされる資料にある受付票には、総理、

(官房) 長官等の推薦者の受付区分と見られる60の番号があり、野党側が総理などの推薦枠と指摘していますけれども、この事実関係はいかがでしょうか。

(官房長官) 今、申し上げましたけれども、御指摘の番号は招待状の発送を効率的に行うために付しているものであり、会の終了をもって使用目的を終えることから、現時点でこれらの情報は保有しておらず、お答えすることはできません。

(記者) 関連です。先ほどの反社会勢力の点なんですけれども、入ってきたかどうかは分からないということだと思えますけれども、昨日の、「結果として入っていたんだろう」というような発言の言い方だと、招待していない人物が入ってきた可能性が、それはあるということになるんですか。

(官房長官) 私(官房長官)、正に昨日申し上げたとおりでありまして、個々の招待者について招待をされたかどうかも含めて、個人に関する情報であり、従来から回答を控えさせていただいてます。その中で、私(官房長官)、昨日のこの会見の中で、先ほど申し上げましたように、私(官房長官)は把握をしていないと、いうことを申し上げた上で、そういう皆さんから御指摘あれば、そうだろうなということを申し上げたということでもあります。ただ、実際、事実関係は承知していません。

(記者) 関連です。出席者に関する、これまでの質問に対して(官房)長官は名簿が廃棄されているので分からないという説明が続いていますけれども、先ほども質問ありましたが、名簿の保存期間1年未満という規定を見直すお考えというのは、あるのでしょうか。

(官房長官) ですから、様々な問題を指摘されていますので、そういう中で、対応している。そういうことになると思います。

(記者) 検討も視野に入れるということですか。

(官房長官) 当然そういうことになってくると思います。先ほど申し上げたとおり、基準、その招待の過程・透明性、そして予算、人数、そうしたことは立ち止まって検討しよう、検証して来年は休ましていただこうとそういうふうに思っています。

(記者) 関連です。午前中の西村(官房)副長官の会見で、名簿を廃棄したとされる大型シュレッダーの予約表ですとか、あと利用履歴の開示について検討中という発言

がありました。確認ですが、これらについては近日中に開示することを検討されているということでしょうか。

(官房長官) まず、シュレッダーを予約、使用した記録について、内閣府において開示の対象となる情報等を精査して検討中であるというふうに聞いています。なお、内閣府の大型シュレッダーを使用する際には事前に予約することになっているそうです。そして御指摘の名簿を廃棄するためのシュレッダーの予約は4月22日に行われているそうです。その際、シュレッダーの空き状況や作業を担当する短時間勤務の職員の勤務時間等の調整、障害者の雇用の対象者の方だそうですが、調整を行った結果として使用できる一番早い日が5月9日であったと。そのことから9日となり、5月9日にあらがじめ決めていたスケジュールに従って廃棄をした、そのように報告を受けております。

(記者) 今の御答弁の確認なんですが、予約の日は4月20日、22日……。

(官房長官) 22日に行われているなという、そういう報告を受けています。

(記者) 関連で。桜を見る会でも反社会的勢力の人について、(官房)長官は御自身では把握されていないということでしたけれども、結果として入っていたということは言及された上で、昨今、タレントが謹慎するなどし、知らなかったでは通用しないという現状もあります。ネット上では、菅(官房)長官や桜を見る会を主催した総理も謹慎すべきだといった厳しい意見も見られますけれども、政府として何らかの責任を取るというお考えはないのでしょうか。

(官房長官) 責任というか、私(官房長官)、今まで申し上げていますように、私(官房長官)自身は把握はしておりませんでした。ただ、反社会(勢力)の人かどうかということは皆さんがそう言われているわけですから、で私(官房長官)自身は把握していないということでもあります。それと同時に様々な指摘をされる中で、基準とか、今、申し上げましたが、選考過程、招待の過程の透明化だとか、人数だとか予算、こうしたことをもう一度立ち止まって見直しをしたい、そういうことで来年は中止をさせていただきたい、こういうことです。

(記者) 関連で。先ほど、ちょっとお答えされていなかったのも、念のための確認なんですけれども、反社会的勢力の定義の問題はあるんでしょうけれども、政府として反社会的勢力と疑われる人が入っていたかどうかを改めて確認するという考えはないのでしょうか。

(官房長官) そこは反社会という定義というのは一概にはないというふうに思っています。

(記者) 先ほどの御答弁の中で、国会での杉尾議員とのやり取りがありましたけれども、あの時、(官房)長官御自身は特定の写真を念頭に御答弁されたんでしょうか。

(官房長官) 当然、そのことだと思いました。

(記 者) 少なくとも、その写真に写っている方については、これだけいろいろ御指摘がある中なので、政府として何らかの確認をすべきではないかと思うんですけども、その点はいかがお考えでしょうか。

(官房長官) そこは承知をしております。

(記 者) 承知をしていないのは分かるんですけども、いろいろ指摘があるので再度何らかの確認する術もあると思うので、それをやってみるというお考えはないのでしょうか。

(官房長官) 写真だけじゃないでしょうか。

(記 者) 桜を見る会の招待者名簿について伺います。2019年度の招待者名簿に関しては、内閣府が5月9日に廃棄したとの説明が繰り返されています。関連で確認なんですけど、安倍総理大臣が会を主催するようになった2013年度から2018年度までの各年度で招待者名簿を廃棄したのはそれぞれ何月何日だったのか確認させてください。

(官房長官) 私(官房長官)は承知しておりませんので、事務方に聞いていただければと思います。

(記 者) 関連で確認です。各年度の招待者名簿の廃棄の時期については2019年度の廃棄作業の特殊性を否定することに繋がったり、野党議員の資料要求があったから廃棄したのではないかという疑念を払しょくするためにも重要な情報だと考えるんですが、政府の方で公表する考えというのはあるのでしょうか。

(官房長官) 内閣府が取りまとめる招待者名簿については、桜を見る会の終了をもって使用目的を終えるほか、個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理する等の必要が生じることから保存期間を一年未満の文書として終了後遅滞なく廃棄する取扱いになっている、このように承知しています。

(記 者) 安全保障についてお伺いします。トルコでロシアの防空システムS400というのが導入が進められ配備が着々と進んでいるんですけども、アメリカがF35を始め米国製の兵器等の情報がロシア側に漏えいするのではないかと懸念して、トルコとアメリカの間での議論が続いています。日本もF35を運用しており、またロシアの隣国でもあるわけで、同様の懸念をトルコに対して持っているのでしょうか。また、何かしらトルコに対して働きかけをされているのでしょうか。

(官房長官) まず、第三国間のやり取りや動向については、政府としてはコメントは控えさせていただきます。その上で申し上げれば、日本とトルコの間では常日頃から様々な事項についてやり取り、これが行われております。安全保障問題を含む外交上のやり取りでありますので、詳細は明らかにすることは控えたいと思います。

(記 者) 話題変わって、後期高齢者の医療負担について伺います。昨日の全世代型

社会保障検討会議で後期高齢者の医療費負担を原則2割にする案に支持が集まりました。政府として今後の後期高齢者の医療費負担割合について方向性をどのように考えているのか改めて聞かせてください。

(官房長官) 全世代型社会保障については、昨日の会合で総理が発言しているように、医療などの分野を含めて、年末の中間報告や来年夏の最終報告、ここに向けて具体的な調整を進めることにいたしております。

(記者) 関連して。負担が増える可能性について、今、高齢者からは懸念や生活を不安視する声が上がっています。医師会や与党の一部からも低所得者への配慮をという声も上がっていますが、こうした意見をどう捉えていますか。

(官房長官) いずれにしろ、これからでありますので、皆さんの意見を聞きながら判断をする、そういうことになると思います。

(記者) 消費税率についてお聞きします。先日、国際通貨基金（IMF）が日本経済に関する年次審査後の声明で消費税率について「2030年までに15パーセント、50年までに20パーセントに段階的に引き上げる必要がある」と指摘しました。安倍首相は「10年くらい引き上げる必要はない」と発言されておまして、時期だけでいうと整合は取れていなくはないとも言えるんですが、IMFが今回、明確に実施時期を示したという点と日本政府の受け止めにネットでも注目が集まっております。これにつきまして御所見をお願いします。

(官房長官) まず、IMFの指摘は承知しておりますが、政府としては消費税率の更なる引き上げについて現時点において検討は行っておりません。一方で、高齢化などにより今後も社会保障費の増加、これは見込まれる中でありますので、持続可能な社会保障制度を作って次の世代に引き継いでいこう、ここは極めて重要だと認識しています。まずは経済成長なくして財政健全化なし、この考え方の下に引き続き歳出・歳入の両面にわたる改革を続けて、2025年度のプライマリーバランスを黒字にしていきたい、こう思っています。

(記者) 桜ですけれども、先ほどから反社勢力と（官房）長官が映り込んだ写真、これネット上でかなり拡散されていますが、現状でも把握をしていない、確認していないという発言を出すこと自体がかなり問題ではないかと思うんですが、（官房）長官は先週、記者さんの質問に「警察庁に招待者の名簿をなぜ手渡すのか、それをしたら大変なことになる」という発言されていたと思います。しかし、警察庁や消費者庁等のチェックを全く受けずに結果として総理幹事等で反社やマルチ商法の加害者を招いたとするならば、これかなり大変な問題だと思うんですが、これは結果として今、問題だったという認識なのか。また今後、警察庁、消費者庁等のチェックをしっかり受けるつもりなのか、お答えいただけますか。

(官房長官) まず、個々の招待者については招待をされたかどうかを含めて個人に関する情報でありますので、従来から回答を控えさせていただいているところであります。また、一般論としてでありますけど、政府として暴力団排除等の公益目的の達成のために必要な場合には個別に警察に聞くことというのはあるというふうに思っています。また、先般ここで申し上げましたけれども、名簿全体を機械的に警察に渡すようなことはしていないという趣旨のことを申し上げたところであります。

(記者) 関連で、今後、同じようなミスをしたためにはやはり警察庁、消費者庁等のチェックを受ける必要があると思うんですが、昨日、今、質問出ていましたが、把握していなかったが結果的に入ったのだらうという発言ありますが、(官房)長官は25日の行政監視委員会では、この招待者の取りまとめの責任に関して、責任者は私(官房長官)だとの趣旨の発言をされておりました。総理幹などでジャパンライフ会長や反社勢力等々を呼んでいた責任、これ極めて重いと思うんですが、この責任者である(官房)長官がこういった方たちを招いていたこと、また野党やネット、メディアに指摘されるまで把握ができていなかった、また現在指摘されているにも関わらず、今もって確認できていないという、こういった一連の事態についての責任者としての責任、これ、今、どうお考えになっているのかお答えください。

(官房長官) ですから、先ほど来、申し上げていますように、招待の基準や招待者を決めるプロセス、この透明化、さらに予算や人員等も含めて多くの方からお話を伺って、また御指摘を頂いたことを受け止めながら、しっかりと対応していきたい、このように思っております。

— 以 上 —

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について

平成19年6月19日
犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ

近年、暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させており、また、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて、資金獲得活動を巧妙化させている。

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、上記のような暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある。

言うまでもなく、反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言える。

さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

このような認識の下、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおける検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について、別紙のとおり「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を取りまとめた。

関係府省においては、今後、企業において、本指針に示す事項が実施され、その実効が上がるよう、普及啓発に努めることとする。

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

近年、暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させており、また、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて、資金獲得活動を巧妙化させている。

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力*と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、上記のような暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある。

言うまでもなく、反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言える。

さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

本指針は、このような認識の下、反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対応を取りまとめたものである。

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2 基本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。

* 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

- 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。
- 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(2) 平素からの対応

- 代表取締役等の経営トップは、(1)の内容を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役会等に報告する。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備する。反社会的勢力対応部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。
- 反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。
- 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項*を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。
- 取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する。
- 外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。

(3) 有事の対応（不当要求への対応）

- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに反社会的勢力対応部署へ報告・相談し、さらに、速やかに当該部署から担当取締役等に報

* 契約自由の原則が妥当する私人間の取引において、契約書や契約約款の中に、①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨を盛り込んでおくことが有効である。

告する。

- 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に、外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等に従って対応する。要求が正当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う。
- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、不当要求防止責任者を関与させ、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。その際には、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合に、泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求による被害を防止する意味からも、積極的に被害届を提出する。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査する。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶する。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応する。
- 反社会的勢力への資金提供は、反社会的勢力に資金を提供したという弱みにつけこまれた不当要求につながり、被害の更なる拡大を招くとともに、暴力団の犯罪行為等を助長し、暴力団の存続や勢力拡大を下支えするものであるため、絶対に行わない。

3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

会社法上の大会社や委員会設置会社の取締役会は、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模、特性等に応じた法令等の遵守体制・リスク管理体制（いわゆる内部統制システム）の整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の規模の株式会社の取締役は、善管注意義務として、事業の規模、特性等に応じた内部統制システムを構築し、運用する義務があると解されている。

反社会的勢力による不当要求には、企業幹部、従業員、関係会社を対象とするものが含まれる。また、不祥事を理由とする場合には、企業の中に、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねない。このため、反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。

第百八十五回
国会

参議院財政金融委員會會議録第五号

(二四九)

平成二十五年十一月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十一日

難波 獎二君

小野 次郎君

十一月二十二日

藤巻 健史君

大塚 耕平君

中山 恭子君

十一月二十八日

藤巻 健史君

大塚 耕平君

中山 恭子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

塚田 一郎君
伊達 忠一君
鶴保 庸介君
西田 昌司君
尾立 源幸君
西田 実仁君
愛知 治郎君
石田 昌宏君
片山 さつき君
熊谷 大君
長峯 誠君
長谷川 岳君
三宅 伸吾君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
大塚 耕平君

国務大臣

財務大臣

副大臣

大臣政務官

財務副大臣

事務局長

政府参考人

警察庁刑事局長

鑑査犯罪対策部長

金融庁検査局長

金融庁証券取引等監視委員会事務局長

総務省自治行政局選挙部長

財務省主税局長

国税庁次長

厚生労働大臣官房審議官

風間 直樹君

金子 洋一君

安井美沙子君

山本 博司君

井上 義行君

山口 和之君

大門実紀史君

中山 恭子君

藤巻 健史君

平野 達男君

麻生 太郎君

愛知 治郎君

伊藤 忠彦君

平口 洋君

高島 修一君

小野 伸一君

室城 信之君

森 信親君

細溝 清史君

大森 泰人君

安田 充君

田中 一穂君

藤田 利彦君

有岡 宏君

厚生労働省医政局長

経済産業大臣官房商務流通保安審議官

経済産業大臣官房審議官

国土交通大臣官房建設流通政策審議官

原 徳壽君

寺澤 達也君

広瀬 直君

吉田 光市君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件)

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及びその報告に関する件)

(経済政策パッケージに関する件)

(租税特別措置の適用実態調査に関する件)

(日中の米国債保有状況に関する件)

(国際収支の動向に関する件)

(移転価格税制に関する件)

(為替相場に関する件)

(我が国財政のリスクに関する件)

○委員長(塚田一郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、難波獎二君、小野次郎君及び藤巻健史君が委員を辞任され、その補欠として金子洋一君、山口和之君及び中山恭子君が選任されました。

○委員長(塚田一郎君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長室城信之君外十一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田一郎君) 財政及び金融等に関する調査のうち、金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三宅伸吾君 おはようございます。自由民主党の三宅伸吾でございます。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、まず、反社会的勢力との取引の解消策について警察庁にお聞きいたします。

金融取引の相手方が取引後において反社会的勢力であるとの疑いが浮上し、事業者が反社勢力との関係遮断に動くこととした際、警察の支援体制についてお尋ねします。

暴力団排除条例等は、事業者に対して、表明確約書や契約解除の特約条項を推奨しております。契約締結後に契約相手が暴力団員等であることが分かった場合には、その契約を解除することができるとの仕組のことでございます。ただ、実務での問題は、事業者が契約解除の特約条項により取引を解約しようとした際、相手方が不当な解約だとして反発した場合にどうするかだと思います。

警察庁にお聞きいたします。

民事訴訟になった場合、解約事由が発生したことを事業者側が立証する必要があると考えます。

ように考えています。例えば銀行協会行動憲章の中にこの反社会的な撲滅についても書いてある。にもかかわらず、その銀行協会にある部会でも年に二回その問題があつたにもかかわらず、そういうことを防止することができなかった。そして、金融庁の定期検査では、たまたま今年の立入検査、定期検査には重点項目として反社会的行為の問題が項目として入りましただけでも、通常の定期検査にはなかった。経産省の定期検査にも反社会的なこの項目がなかった。そういうところから発見が遅れて今日に至る、こういうふうな思っております。

そのために、全国銀行協会と金融庁との関係についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(細清清史) 全国銀行協会は、銀行の健全な発展を図るための一般社団法人でございまして、各種決済制度の運営とか、適正な取引の推進とか、コンプライアンスの推進とか、いろんな活動を行っております。

この全国銀行協会、一般社団法人でございまして、一般監督権限は当庁は持つておりませんが、全銀協の行う業務のうち、例えばA D R業務については銀行法に基づく検査監督権限を行使しております。それから、全銀システム、これ決済システムですが、を運営している子法人に対しては資金決済法に基づく検査監督、あと、電子債権ネットワーク、でんさいネットを運営する一〇〇%子会社に対しては電子記録債権法に基づく検査監督といったことで金融庁はかわり合いを持つております。

さらに、もつと言え、全銀協は金融庁が監督対象でございまして銀行等で構成される団体でございまして、金融庁として金融行政上必要な事項に関する周知徹底などを全銀協を通じて行っているところでございます。

○井上義行君 つまり協会には、金融庁としては指導徹底する立場にはあるわけですね。ちょっと確認をしたいと思いますが。

○政府参考人(細清清史) 会員行に対していろいろ

な指導をするに当たり、その周知を全銀協を通じて行つておるということでございます。

○井上義行君 そうすると、よく、私も役所にいたから分かりますけれども、指導を徹底するときに各銀行協会に対して、これこれ今回は反社会的な、これが関係会議で申合せでできたからそれを指導するように、こういうような通知をしていると思うんですね。

その銀行協会の行動憲章、この八に今回の反社会的なことが書いてあるわけですね。しかもこの中に、それを徹底する、厳肅に対処していくと、こういうようなことが書いてあるわけですよ。今回、そのことによつて、この反社会的な勢力との関係遮断、こういうことが行動憲章にも書いてあつた、そして銀行も本来であれば、それに沿つて問題意識を持つ、金融庁の検査に対してきちんと、議事録があるからと、こういうことではなくて、きちんと報告をしなければならぬ認識を持つていなければいけなかったのではないかと、このように考えております。

そこで、その問題意識が本当に私は希薄だというふうな思つておりますけれども、ふだんの、先ほど言つた銀行と金融庁の、監督として、反社会的組織への融資、非公式あるいは担当レベルで報告を受けたことがありますか。例えば、過去三年にどれぐらい一年ごとにあつたか、お聞かせください。

○政府参考人(細清清史) 私どもは、金融機関における反社勢力との取引の有無や内容については、必要に応じて日常の検査監督において確認しております。ただ、反社会的勢力はその形態が多様でありまして、また社会情勢に応じて変化し得るということから、あらかじめ限定的、統一的に定義することは困難でありますので、各金融機関でそれぞれ実態を踏まえてそのデータベースを構築しております。

したがしまして、そうしたことから、反社勢力との取引について、内容についてお答えすることは、例えば件数等をお答えすることは必ずしも正

確なものであるということではないと思つておりますし、またそういったことについて公表するということにつきましては、例えば多く出している金融機関は反社排除が甘いという誤った認識が形成されて、かえつて反社勢力による介入を招くおそれがあつたり、例えばそういったことから各金融機関においては件数を小さく報告したいというようなことでインセンティブが働きますので、件数等について公表することは差し控えていた

○井上義行君 そうすると、銀行側も余り反社会的なことが分からないし、監督側もそれについて銀行任せというふうな答弁にすく聞こえるんですね。

やはり、今回のことを生かしていくためにも、今回はたまたま重点検査にこの反社会的項目がありましたけれども、今後は定期検査のマニュアルにしっかりと、この重点検査だけではなくて、定期検査のマニュアルの項目で反社会的項目を入れるべきだというふうな思つておりますけれども、その辺について、大臣、是非ここで、定期検査マニュアルで反社会的融資の関係を入れていくということをは是非言つていただきたいと思います。

○政府参考人(森信親君) 我々、毎年の検査をどのようなところに重点を置いていくかということにつきましては、検査基本方針というものを毎年出してございまして、今事務年度からは検査と監督を一体にやつていくということとで金融モニタリング基本方針というものをしております。本年度におきまして、それから以前におきまして、銀行とかグループにおける法令等の遵守体制、なかんずく反社会的勢力に対する対応とか体制につきましては、重点項目ということで検証してきております。

こうした反社対応に対する検査の重点というのは引き続き維持してまいりたいと思つております。

○井上義行君 今の本当の答弁ですか。いつも毎年定期検査で反社会的な項目をきちんとやつてい

るということですか。反社会的勢力との対応につきましては、通常の検査におきましては重点項目として銀行側の対応体制について検証しております。

ただ、提携ローンというのは特殊なタイプでございまして、銀行が独自で融資しているものについてはきちんと見ていたわけでございますけれども、提携ローンに係る反社の取引というのは前回検査で初めて発見されたわけでございます。

○井上義行君 私は認めることから始めた方がいいというふうな思つていらっしゃるんですよ。別に、今回のことをやはり教訓に生かすべきだと思つてはなかつたわけですよ。しかし、今年の重点項目でやつて初めて出てきた。しかも、例えば銀行は、先ほど委員の方から話があつた、反社会的なやつについては取締役で報告をしている、議事録も当然金融庁に報告をしている、そこで銀行側もちゃんと報告しているからいいでしょうということに意識があつたというふうには私は思ふわけですね。

ですから、やはりきちんとふだんから目的意識を持つということが私は必要だというふうな思つておりますので、今後とも定期検査にしっかりと反社会的な行為への融資についてやつていくということとを明言していただきたいと思います。

○政府参考人(森信親君) 今回の事例も踏まえまして、検査手法の改善を図るとともに、反社会的勢力に対する銀行側の対応体制についてもきちんと検証してまいりたいと考えております。

○井上義行君 そして、今回の反社会的融資をやはり生かしていくために、私は大幅な罰金の強化を図るべきではないか、このように考えております。その基準は、いろいろな様なことがあるでしょうけれども、例えば今回のような形のとときに何らかの基準を定めて、こういうふうなやつた場合には罰金を掛けますよ、強化いたしますよ、大幅な罰金を掛けますよと、こういうことによつて

「網羅的に確認することは困難である」の例

衆議院議員辻元清美（民進）提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対する答弁書について

請議省庁	○内閣府
閣議年月日	平成29年03月28日（火）
案件区分	衆議院議員提出の質問に対する答弁書
処理区分	決定
事務次官等会議	
会議区分	
件名簿番号	平29閣衆質193-138

質問主意書

質問主意書情報は次の答弁書情報にまとめて記載されていますのでそちらをご参照ください。

答弁書

衆議院議員辻元清美君提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対する答弁書

問一について

東日本大震災六周年追悼式における内閣総理大臣の式辞（以下「六周年追悼式での式辞」という。）においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原子力発電所事故」という。）に関連して「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあると感じます」とし、また、原子力発電所事故を契機とした避難者を含む東日本大震災による避難者について「しかしながら、今なお十二万人の方が避難され、不自由な生活を送られています」としている。

問二について

御指摘の「「原発事故」の文言を外した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東日本大震災の追悼式における内閣総理大臣の式辞については、内閣総理大臣が、東日本大震災の追悼式が実施される時点における東日本大震災の被災地の状況等を踏まえて述べてきているものである。

問三について

六周年追悼式での式辞において、原子力発電所事故を契機とした避難者を含む東日本大震災による避難者について、「今なお十二万人の方が避難され」としており、お尋ねの「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」は存在すると認識している。

政府による避難に係る指示により、避難指示区域内の地域から避難を余儀なくされている方々の人数については、内閣府原子力被災者生活支援チームが、平成二十九年二月一日時点で避難に係る指示が出ている市町村からの聞き取りを基に算出し、合計で約五万六千人であると把握しているが、この方々の福島県内及び県外のそれぞれにおける人数については把握していない。また、避難指示区域以外の地域からの避難については、それが原子力発電所事故を契機とした避難かどうかは、個人の意思を◆網羅的に確認すること◆が◆困難である◆ことから、お尋ねの「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」について「どれだけの方々が、福島県内、県外にそれぞれいらっしゃる」かお答えすることは◆困難である◆。

問四について

政府による避難指示解除は、当該解除の対象となる地域における放射線量の低下、住民の日常生活に必須であるインフラや生活関連サービス等のおおむねの復旧、除染作業の十分な進捗並びに県、市町村及びその住民との十分な協議を要件としており、当該地域の実情を十分に踏まえて行っているものであり、また、当該解除は、対象となる地域から避難した者が当該地域に居住を希望する場合にこれを可能とするものであるため、「避難指示解除が進められていることを主な理由として復興が新たな段階に入りつつあると明言することは、総理が、被災市町村それぞれの実情を直視していないことの表れ」との御指摘は当たらない。

問五について

お尋ねの「政府の基本方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第三条に規定する責務を有していると認識している。

問六及び問七について

内閣総理大臣が行う記者会見については、内閣総理大臣の日程等を勘案してその実施を判断しており、御指摘の「総理記者会見を行わなかった理由」について個別にお答えすることは差し控えたいが、安倍内閣総理大臣は、問一についてでお答えしたことに加え、平成二十九年三月十日の復興推進会議（第十八回）・原子力災害対策本部会議（第四十五回）合同会合において、原子力災害からの復興・再生が東北の復興のために欠かすことができないとして、閣僚全員が全力を尽くすよう指示し、また、同月十二日の岩手県訪問においても、「福島復興、これは震災だけでなく原子力災害もありました。だからこそ福島の復興なくして、東北の復興はない。そして、東北の復興なくして、日本の再生はないという考え方の下に、国が前面に出て全力を尽くしていきたい」と述べたところである。

政府としては、引き続き、原子力災害被災地域の復興に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えている。

平成二十九年三月十六日提出

質問第一三八号

東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問主意書

提出者 辻元清美

東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問主意書

二〇一七年三月十一日に行われた政府主催の「東日本大震災六周年追悼式」における、安倍総理の式辞の中で、これまでの式辞では必ず言及されてきた「原発事故」への文言が使われなかった。

福島では、避難指示区域からの避難者数が五万七千人（二〇一六年七月十二日、原子力被災者生活支援チーム集計）おり、うち帰還困難区域からの避難者は約二万四千二人いる。さらに、放射性物質の不安からふるさとへ帰還できない避難者（自主避難）を含めると、総計七万九千人（二〇一七年二月十三日現在、復興庁資料）の避難者がいる。

この現状にもかかわらず、「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」への言及がないのは、安倍総理の、原発事故を過去のものにしたいとする姿勢の表れではないかと懸念する声もある。

本年四月より、一部を除く避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示が解除されるが、見込まれる帰還率は今なお低い。また、帰還困難区域全体についての解除見通しは立っていない。このように、避難生活の長期化が深刻な問題となっている状況を、より重く受け止めるべきではないか。

福島第一原発事故後に制定された関連法（放射性物質汚染対処特別措置法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法、福島復興再生特別措置法、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども被災者支援法」という））はいずれも、「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」を明記している。また、政府はこれまで復興に向けた基本姿勢として、被災地に寄り添い、福島の復興再生においては前面に立って継続して取り組むとしてきたが、先の式辞はこれと矛盾していると言わざるを得ない。福島県知事も「県民感覚として違和感を覚えた。（原発事故による被害は）過去形ではなく現在進行形だ。原発事故、原子力災害という重い言葉は欠かせない」と疑問を呈している。

以下、質問する。

問一 安倍総理が、「原発事故」の文言を使わなかった理由は何か。

問二 「原発事故」の文言を外したのはいつ、誰の判断によるものか。

問三 二〇一六年の内閣総理大臣式辞では、「被災地では、未だに、多くの方々が不自由な生活を送られています。原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々も数多くおられます」と安倍総理は発言した。政府は、二〇一七年三月十一日、「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」は存在しないという認識か。存在するという認識であれば、どれだけの方々が、福島県内、県外にそれぞれいらっしゃるかと把握しているか。

問四 安倍総理は式辞の中で、「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあることを感じます。」と述べているが、避難指示区域の避難指示解除の決定に当たっては住民の理解が百パーセント得られたとは言えない区域もあり、また、解除後の各市町村における帰還が進んでいない現状を踏まえれば、避難指示解除が進められていることを主な理由として復興が新たな段階に入りつつあると明言することは、総理が、被災市町村それぞれの実情を直視していないことの表れではないか。

問五 安倍総理がいう復興の「新たな段階」においても、子ども被災者支援法に明記されているように、これまで原子力政策を推進してきたことに伴い国が社会的な責任を負っているという政府の基本方針は現在も変わらないか。

問六 三月十一日にあわせ毎年行われてきた総理記者会見が、本年は行われなかった。これに関し、三月十日の菅官房長官記者会見では、「記者会見を行わないことにより、被災地の復旧・復興に対しての政府の取組が後退したと受け止められないか」との質問に対し、「そこは全くないと思っている」との答えがあった。しかしながら、追悼式で「原発事故」の文言にも触れず、その上、毎年行ってきた総理記者会見も実施しなかったことに関しては、国民から政府の取組姿勢が後退していると受け止められて然るべきではないか。総理記者会見を行わなかった理由を明確に説明されたい。

問七 菅官房長官は、三月十三日の記者会見で「（原発事故の）風化はありえない」という認識を示したが、福島県知事の疑問に答え、被災者の方々の不安を払拭するためにも、昨年までくりかえされてきたように、安倍総理自らの言葉として、「原発事故」の文言を盛り込んだメッセージを出すべきと考えるがいかがか。

右質問する。

参議院議員徳永エリ（民主）提出福島第一原子力発電所事故に由来する避難者に関する質問に対する答弁書について

請議省庁	○経済産業省
閣議年月日	平成27年09月08日（火）
案件区分	参議院議員提出の質問に対する答弁書
処理区分	決定
事務次官等会議	
会議区分	
件名簿番号	平27閣参質189-268

質問主意書

質問主意書情報は次の答弁書情報にまとめて記載されていますのでそちらをご参照ください。

答弁書

参議院議員徳永エリ君提出福島第一原子力発電所事故に由来する避難者に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府による避難に係る指示により、避難を余儀なくされている方々の人数は、内閣府原子力被災者生活支援チームが、平成二十六年十月一日時点で、避難に係る指示が出ている市町村からの聞き取りを基に算出しており、合計で約七万九千人である。

この内訳は、福島県南相馬市の避難指示区域からの避難者数は一万二千二百七十一人、同県川俣町の避難指示区域からの避難者数は千八百八十人、同県楢葉町の避難指示区域からの避難者数は七千四百七十四人、同県富岡町の避難指示区域からの避難者数は一万四千三百三十六人、同県川内村の避難指示区域からの避難者数は五十四人、同県大熊町の避難指示区域からの避難者数は一万八百七十八人、同県双葉町の避難指示区域からの避難者数は六千三百五十八人、同県浪江町の避難指示区域からの避難者数は一万九千八百九十九人、同県葛尾村の避難指示区域からの避難者数は千四百九十九人、同県飯館村の避難指示区域からの避難者数は六千三百二十一人である。

他方、お尋ねの「避難先の地域別」については把握していない。

また、避難指示区域以外の地域からの避難については、それが地震又は津波

による避難か、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機とした避難かどうかは、個人の意思を◆網羅的に確認すること◆が◆困難である◆ことから、政府としては、お尋ねの「福島第一原発事故による避難者数」、「東日本大震災に伴う地震・津波に由来する避難者」の数及び「福島第一原発事故に由来する避難者」の数に係る調査を行っておらず、お答えすることは◆困難である◆。

五から七までについて

お尋ねの「生活実態に関する調査」、「生活実態調査」及び「生活実態の調査」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは◆困難である◆が、例えば、福島県内の原子力災害による避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示区域が設定されている、又は、かつて設定されていた市町村を対象として、復興庁、同県及び避難元の各市町村が共同して「原子力被災自治体における住民意向調査」を実施している。また、同県が、同県から避難している者の現在の生活状況や支援ニーズ等を把握し、今後の同県の支援施策の充実につなげるため「福島県避難者意向調査」を実施していると承知している。さらに、同庁は「県外自主避難者等への情報支援事業」を実施しており、NPO等の県外自主避難者支援団体による支援情報説明会及び交流会並びに相談支援事業を通じて、県外自主避難者の意向やニーズの把握に努めるとともに、「県外自主避難者等への情報支援事業」の効果測定及び県外自主避難者等の生活実態、支援ニーズ等の把握を目的にアンケート調査を行ってきたところである。

また、お尋ねの「施策にどう反映させているのか、また今後どう反映させて行くのか」については、個別の施策について網羅的にお答えすることは◆困難である◆が、政府としては、被災者の状況を施策に反映することは重要であると考えている。

質問第二六八号

福島第一原子力発電所事故に由来する避難者に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十七年八月三十一日

徳永 エリ

参議院議長 山崎 正昭 殿

福島第一原子力発電所事故に由来する避難者に関する質問主意書
東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に被災して避難している人々については、支援策等を議論する基礎として必要不可欠な、その状況や実態の把握が十分とは言えない。

- 一 政府が把握している福島第一原発事故による避難者数は何人か。
- 二 前記一の避難者数について、避難元の避難指示区域内外の別（いわゆる強制避難・自主避難の別）、避難元及び避難先の地域別（都道府県別・市町村別）について数字を明らかにされたい。
- 三 前記一及び二の避難者数の把握はどのような方法によって行っているのか。
- 四 東日本大震災に伴う地震・津波に由来する避難者と福島第一原発事故に由来する避難者を分けて把握した調査はあるか。あればその数字を示されたい。もしないなら、その理由は何か。また、そのような調査を行うべきではないか、政府の見解如何。
- 五 政府は、福島第一原発事故による避難者の生活実態をどのように把握しているか（地方自治体を通じての把握を含む）。また避難者（特に母子避難している世帯）の生活実態に関する調査を実施したか。それらの生活実態調査の結果を施策にどう反映させているのか、また今後どう反映させて行くのか。
- 六 平成二十七年六月一日の参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会における浜田昌良復興副大臣の答弁では、今までに行われた避難者の生活実態に関する調査として福島県の調査を含む三件が挙げられているが、現時点で政府が承知している避難者の生活実態の調査はこれで全部という理解で良いか。もし他に避難者の生活実態の調査があれば示されたい。
- 七 調査の実務は地方自治体やNPOに担ってもらおうとしても、政府が主導して、より詳細で包括的な避難者の生活実態調査を行うべきではないか、政府の見解如何。

右質問する。